

LOTAS card 特約

第1条（名称）

LOTAS card（以下「本カード」といいます。）とは、株式会社ロータス及び全日本ロータス同友会加盟の販売店（以下総称して「ロータス店」といいます。）と、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が提携して当社が発行するカードで、Visa カード、Mastercard または JCB カード機能を有します。

第2条（本会員及び家族会員）

1.本会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、ロータス店を通して当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

2.家族会員（以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。）とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条（年会費）

1.本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、本会員の入会初年度は無料とし、次年度より毎年当社所定の時期に当社所定の年会費を支払うものとします。

2.前項にかかわらず、本会員及び家族会員を含めた、前年度のカードショッピングのご利用金額合計が 10 万円以上の場合は、次年度の年会費を無料とします。（なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に当社に到着しない場合は、前年度の利用と判定されず、次年度の利用と判定される場合があります。）

3.次年度以降の年会費については、前項と同様の対応とします。

第4条（ロータス店でのカードショッピングの支払金の支払方法）

1.会員が本カードをロータス店で翌月 1 回払、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払のいずれかを指定した場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表 1 のとおりとなります。但し、ボーナス併用回数指定分割払の実質年率は別表 1 と異なる場合があります。

2.スキップ 1 回払を指定した場合、支払を通常の支払開始月の翌月から最大 3 ヶ月間据え置きして開始することができます。据置月数、支払期間、スキップ 1 回払手数料の利率等は別表 2 のとおりとなります。なお、取扱期間は通年とします。

【別表 1】

(a)支払回数	1 回	2 回	3 回	6 回	10 回	12 回	15 回
(b)支払期間(ヶ月)	1	2	3	6	10	12	15
(c)実質年率(%)	0.00	0.00	13.50	15.25	16.00	16.25	16.25
(d)利用代金 100 円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	0.00	0.00	2.22	4.44	7.40	8.88	11.10

(a)支払回数	20 回	24 回	30 回	36 回
(b)支払期間(ヶ月)	20	24	30	36
(c)実質年率(%)	16.25	16.25	16.25	16.25
(d)利用代金 100 円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	14.80	17.76	22.20	26.64

【別表 2】

(a)据置月数	1 ヶ月	2 ヶ月	3 ヶ月
(b)支払期間(ヶ月)	2	3	4
(c)実質年率(%)	5.25	7.75	9.25
(d)利用代金 100 円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	0.63	1.26	1.89

3.お支払いいただくカードショッピングの支払金の支払総額は、カードショッピングの利用代金に別表 1 又は別表 2 の(d)の割合を乗じた額を加算した金額となります。

(別表 1 の例) 現金価格 50,000 円 10 回払の場合

●支払総額

$50,000 \text{ 円} + 50,000 \times (7.4 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) = 53,700 \text{ 円}$

●月々の分割支払金

$53,700 \text{ 円} \div 10 \text{ 回} = 5,370 \text{ 円}$

第 5 条 (適用)

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。